

ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格について

ホテル、旅館等の宿泊施設での業務については、「特定技能（宿泊分野）」の在留資格を有する外国人が従事することができます。

なお、フロント業務等、学術的な専門性を要する業務であれば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人が従事することが認められます。

一般的にそれぞれの在留資格で従事可能な業務内容は以下のとおりです。

	フロント業務 チェックイン/アウト、 周辺の観光地情報の 案内、ホテル発着ツ アーの手配 等	企画・広報業務 キャンペーン・特別 プランの立案、館内 案内チラシの作成、 HP、SNS等による 情報発信 等	接客業務 旅館やホテル内での案 内、宿泊客からの問い 合わせ対応 等	レストランサービス 業務 注文への対応やサー ビス（配膳・片付 け）、料理の下ごし らえ・盛りつけ等の 業務 等	旅館やホテル内における 販売、備品の点検・交換 等
技術・人文知識・ 国際業務（注）	○	○	×	×	×
特定技能 1 号 （宿泊分野）	○	○	○	○	○ ※関連業務として従事可

（注）通訳として宿泊客に対応する場合のほか、採用当初の実務研修期間に研修の一環として「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事することや、フロント業務に従事している最中に急遽、宿泊客の荷物の運搬等を行わざるを得なくなった場合など一時的に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務を行うことは、入管法上許容されます。

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）（抄）別表第一の二

在留資格	行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う <u>理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）</u>
特定技能（1号）	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。）に基づいて行う <u>特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</u>